

山王教育研究所倫理綱領

一般社団法人山王教育研究所は、本会倫理規定第2条に基づき、この倫理綱領を定める。

前文

一般社団法人山王教育研究所（以下、「本会」という）は、心理臨床の専門家である会員によって組織され、その目的は、会員が各自の責任において本会をフィールドとして行う心理臨床活動の円滑な遂行を援助することであり、また広くは、会員の心理臨床活動を通じて人々の心の健康と福祉の増進に寄与しようとするものである。そのため、会員は心理臨床活動に伴う社会的・道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守することとする。

第1条 社会的責任

会員は、自らの専門的業務の及ぼす結果に責任をもつとともに、その業務の遂行に際しては、対象者の人権尊重を第一に考え、専門的業務を私的な目的のために行使したり、自らの価値観を押しつけたりするものであってはならない。

第2条 技能とその研鑽

会員は、専門的な訓練と実践からの確と認められた技能を用いて、対象者に援助・介入を行うものである。そのため、会員はつねに専門的知識と技能の研鑽に努め、専門的な技術水準を維持するとともに、自らの能力と技術の限界についても十分認識しておかねばならない。

第3条 守秘義務

会員は、自らの実践活動で知りえた情報・資料に関して、専門家としての判断の下に必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。

第4条 情報伝達の管理

会員は、自らの研究・実践活動で知りえた情報を他者に伝達するにあたり、情報の伝達方法によって、本来の伝達対象者以外の第三者あるいは不特定多数の人たちに情報が伝わる危険性のあることを認識し、そうした危険性を避けるための十分な管理と配慮を行わなければならない。

第5条 記録の保存

会員は、対象者に関する記録を最低5年間保存しておかなければならない。

第6条 研究活動における誠実性

会員は、自らの研究活動を行うにあたって、他の研究者のオリジナリティないしは貢献に帰すべき事項について十分な認識を持ち、誠実な態度でそれを尊重しなければならない。

第7条 公開に伴う責任

会員は、自らの研究・実践活動に関する知識や意見を公開する場合、公開者の権威又は公開内容について誤解を与えるような誇張・歪曲を行ってはならない。かかる公開が商業的な宣伝又は広告の場合は、その社会的影響について責任が持てるものであることを条件としなければならない。

第8条 倫理の遵守

会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないように努めなければならない。会員が倫理綱領に著しく違反する行為を行った場合には、本会が別に定める倫理規定に従って、社会的制裁を含む裁定が適用される。

第9条 改廃の手続き

本綱領の改廃は、本会の倫理規定に定める倫理委員会の議を経て、本会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、総会にて承認を受けるものとする。

附則 本倫理綱領は、平成26年5月21日より施行する。